

## 統計法（平成 19 年法律第 53 号）【抜粋】

## （基幹統計調査の承認）

- 第 9 条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 調査の名称及び目的
  - 二 調査対象の範囲
  - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 四 報告を求める者
  - 五 報告を求めるために用いる方法
  - 六 報告を求める期間
  - 七 集計事項
  - 八 調査結果の公表の方法及び期日
  - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第 1 項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

## （承認の基準）

- 第 10 条 総務大臣は、前条第 1 項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
- 一 前条第 2 項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
  - 二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
  - 三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

## （基幹統計調査の変更又は中止）

- 第 11 条 行政機関の長は、第 9 条第 1 項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 第 9 条第 4 項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。